広島県告示第608号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第５条第１項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので，同条第３項において準用する同法第５条第４項の規定によって，その概要を次のとおり告示する。

令和４年８月８日

広島県知事　湯　　﨑　　英　　彦

１　申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	東京都江東区大島二丁目１番１号 株式会社ＬＩＸＩＬ 代表執行役　瀬戸　欣哉
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県尾道市長者原二丁目165番地 株式会社ＬＩＸＩＬ尾道工場

２　申請の内容

66　電気めっき施設１基を設置するとともに，66　電気めっき施設１基の使用方法を変更する。

(1)　特定施設の種類，能力及び使用の方法

（その１）新設

種類		66　電気めっき施設（めっき試験槽(No. ４)）			
工期等	工事着手予定年月日	許可後直ちに			
	工事完成予定年月日	着手後７日			
	使用開始予定年月日	完成後直ちに			
使	使用時間間隔及び１日当たりの使用時間（使用の季節的変動）	連続，８時間/日 (季節的変動なし)			
	項目	ニッケルめっき液	酸洗浄	アルカリ洗浄	クロムめっき液

用の方法				通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	排出される汚水等の状態	水素イオン濃度（単位：水素指数）		５～６	４～７	３～４	２～５	９～10	８～11	－	－
		生物化学的酸素要求量	(mg/L)	2	5	2	5	2	5	－	－
		化学的酸素要求量		50	75	50	75	40	80	－	－
		浮遊物質量		2	7	2	7	2	7	－	－
		クロム含有量		0.1以下	0.1	0.1以下	0.1	0.1以下	0.1	－	－
		鉛及びその化合物		0.1以下	0.1	0.1以下	0.1	0.1以下	0.1	－	－
		カドミウム及びその化合物		0.005以下	0.005	0.005以下	0.005	0.005以下	0.005	－	－
		窒素含有量		20	50	20	50	20	50	－	－
		燐含有量		1	2	1	2	15	30	－	－
		ほう素及びその化合物		40	45	－	－	－	－	－	－
		ふっ素及びその化合物		－	－	10	15	－	－	－	－
		アンモニア		－	－	－	－	－	－	－	－

	六価クロム化合物	－	－	－	－	－	－	－	－
	排出される汚水等の１日当たりの量（単位：m³）	0.2	0.3	0.2	0.3	0.3	0.4	0	0

（その２）変更

		変更前								変更後							
種類		66　電気めっき施設（めっき装置１号機(No. ２)）															
工期等	工事着手予定年月日	―								許可後直ちに							
	工事完成予定年月日	―								着手後７日							
	使用開始予定年月日	―								完成後直ちに							
使用の方法	項目	ニッケルめっき液		酸洗浄		アルカリ洗浄		クロムめっき液		ニッケルめっき液		酸洗浄		アルカリ洗浄		クロムめっき液	
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	排出される汚水等の１日当たりの量（単位：m³）	4.0	5.0	21	25	28.8	33.0	0	0	4.0	5.0	21	25	28.1	32.0	0	0

(2)　汚水等の処理の方法

変更なし

(3)　排出水の汚染状況

変更なし

３　事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1)　縦覧期間

令和４年８月８日から令和４年８月29日まで

(2)　縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県東部厚生環境事務所環境管理課並びに尾道市環境政策課